

平成30年第4回足寄町議会定例会議事録（第1号）

平成30年12月4日（火曜日）

◎出席議員（13名）

1番 熊澤芳潔君	2番 榊原深雪君
3番 多治見亮一君	4番 木村明雄君
5番 川上初太郎君	6番 前田秀夫君
7番 田利正文君	8番 高道洋子君
9番 高橋健一君	10番 星孝道君
11番 高橋秀樹君	12番 井脇昌美君
13番 吉田敏男君	

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足寄町長	安久津勝彦君
足寄町教育委員会教育長	藤代和昭君
足寄町農業委員会会長	齋藤陽敬君
足寄町代表監査委員	川村浩昭君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副町長	渡辺俊一君
総務課長	大野雅司君
福祉課長	丸山晃徳君
住民課長	松野孝君
経済課長	村田善映君
建設課長	増田徹君
国民健康保険病院事務長	川島英明君
会計管理者	佐々木雅宏君
消防課長	大竹口孝幸君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教育次長	沼田聡君
------	------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農業委員会事務局長	上田利浩君
-----------	-------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事務局長	櫻井保志君
事務局次長	横田晋一君
総務担当主査	西岡潤君

◎議事日程

日程第1 会議録署名議員の指名＜P4＞

- 日程第 2 会期の決定< P 4 ~ P 5 >
- 日程第 3 諸般の報告（議長）< P 5 >
- 日程第 4 議案第 9 6 号 平成 2 9 年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 5 議案第 9 7 号 平成 2 9 年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 6 議案第 9 9 号 平成 2 9 年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 7 議案第 1 0 0 号 平成 2 9 年度足寄町国民健康保険事業会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 8 議案第 1 0 1 号 平成 2 9 年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 9 議案第 1 0 2 号 平成 2 9 年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 1 0 議案第 1 0 3 号 平成 2 9 年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 1 1 議案第 1 0 4 号 平成 2 9 年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 1 2 議案第 1 0 5 号 平成 2 9 年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 1 3 議案第 1 0 6 号 平成 2 9 年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について（平成 2 9 年度決算審査特別委員会）< P 5 ~ P 7 >
- 日程第 1 4 行政報告（町長・教育長）< P 7 ~ P 1 0 >
- 日程第 1 5 報告第 1 8 号 予定価格 1, 0 0 0 万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について< P 1 0 >
- 日程第 1 6 議案第 1 1 2 号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更について< P 1 0 ~ P 1 1 >
- 日程第 1 7 議案第 1 1 3 号 足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について< P 1 1 >
- 日程第 1 8 議案第 1 1 4 号 花輪線整備工事請負契約の変更について< P 1 2 ~ P 1 3 >
- 日程第 1 9 議案第 1 1 5 号 下水道管渠新設その 2 工事請負契約の変更について< P 1 3 >

日程第20	議案第116号	里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約の変更について<P13～P14>
日程第21	議案第117号	十勝圏複合事務組合規約の変更について<P14～P15>
日程第22	議案第118号	足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例<P15～P16>
日程第23	議案第119号	足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例<P16～P17>
日程第24	議案第120号	足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例<P17～P18>
日程第25	議案第121号	証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例<P18～P19>
日程第26	議案第122号	足寄町特別遺児年金支給条例を廃止する条例<P19～P20>
日程第27	議案第123号	足寄町特別母子父子年金支給条例を廃止する条例<P20～P21>
日程第28	議案第124号	足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例<P21>
日程第29	議案第125号	足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例<P21～P22>
日程第30	議案第126号	足寄町一般廃棄物処理施設設置及び管理運営条例の制定について<P23>
日程第31	議案第127号	足寄町企業振興促進条例の一部を改正する条例<P23～P25>
日程第32	議案第128号	足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例を廃止する条例<P25～P28>
日程第33	議案第129号	足寄町多目的交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例<P28>
日程第34	議案第130号	足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について<P28～P30>
日程第35	請願第3号	足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する事の請願書<P30～P31>
日程第36	請願第4号	日米物品貿易協定交渉に関する請願書<P31>
日程第37	意見書案第3号	2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書<P31>
日程第38	意見書案第4号	核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書<P31>

午前10時00分 開会

◎ 開会宣告

○議長（吉田敏男君） 全員の出席でございます。

ただいまから、平成30年第4回足寄町議会定例会を開会をいたします。

◎ 開議宣告

○議長（吉田敏男君） これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 会議録署名議員の指名

○議長（吉田敏男君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、足寄町議会総合条例第184条の規定によって、4番木村明雄君、5番川上初太郎君を指名をいたします。

◎ 議運結果報告

○議長（吉田敏男君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 榊原深雪君。

○議会運営委員会委員長（榊原深雪君） 12月3日に開催されました、第4回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

会期は、本日、12月4日から12月14日までの11日間とし、このうち5日から11日までの7日間は休会となります。

次に、審議予定について報告いたします。

本日、12月4日は、最初に議長の諸般の報告を行います。

次に、平成29年度決算審査特別委員会に付託し、閉会中の審議となっております、議案第96号、議案第97号と、議案第99号から議案第106号までの決算認定について審査報告を受け審議を行います。

次に、町長、教育長からの行政報告を受けます。

次に、報告第18号から報告を受けます。

次に、議案第112号から議案第130号までを、即決で審議いたします。

請願第3号につきましては、議会運営委員会へ付託し、閉会中の委員会審査といたします。

請願第4号については、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査といたします。

意見書案第3号と意見書案第4号については、総務産業常任委員会へ付託し、会期中の審査といたします。

12日は、一般質問などを行います。

13日以降の審議予定については、一般質問者の人数などにより流動的でありますので、今後の議会運営委員会において協議し、皆様に御報告をいたしますので、御了承願います。

また、議案第131号から議案第138号までの補正予算案は、後日、提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（吉田敏男君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 会期決定の件

○議長（吉田敏男君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、本日から12月14日までの11日間にしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から12月14日までの11日間に決定をいたしました。

なお、11日間のうち、5日から11日までの7日間は休会といたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 異議なしと認めます。

よって、7日間は休会に決定をいたしました。

なお、今定例会における一般質問通告書の提出期限は、12月6日、木曜日の午後4時まででありますので、よろしくお願いをいたします。

◎ 諸般の報告

○議長（吉田敏男君） 日程第3 諸般の報告を行います。

議長の報告事項は、印刷してお手元に配付のとおりです。

これで諸般の報告を終わります。

◎ 議案第96号及び議案第97号・ 議案第99号から議案第106号 まで

○議長（吉田敏男君） 日程第4 議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件から日程第5 議案第97号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件までの2件と、日程第6 議案第99号平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件から日程第13 議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてまでの8件の計10件を一括議題といたします。

本件における委員長の報告は別紙配付のとおりです。

これにて、委員長の報告を終わります。

これより、議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、原案のとおり可決及び認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり、原案のとおり可決及び認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第96号平成29年度足寄町上水道事業会計剰余金の処分及び決算認定についての件は、原案のとおり可決及び認定することに決定をいたしました。

これより、議案第97号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第97号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第97号平成29年度足寄町国民健康保険病院事業会計決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第99号平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第99号平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件を

採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第99号平成29年度足寄町一般会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第100号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第100号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第100号平成29年度足寄町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第101号平成29年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第101号平成29年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第101号平成29年度足寄町簡易水道特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第102号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第102号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第102号平成29年度足寄町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第103号平成29年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第103号平成29年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第103号平成29年度足寄町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第104号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第104号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第104号平成29年度足寄町足寄都市計画足寄市街地区土地地区画整理事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第105号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第105号平成29年度足

寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第105号平成29年度足寄町介護サービス事業特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

これより、議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件の討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件を採決をします。

この決算に対する委員長の報告は、認定するものです。

この決算は、委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第106号平成29年度足寄町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についての件は、認定することに決定をいたしました。

◎ 行政報告

○議長(吉田敏男君) 日程第14 行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

町長 安久津勝彦君。

○町長(安久津勝彦君) 議長のお許しをいただきましたので、1件の行政報告を申し上

げます。

雌阿寒岳におきまして、ポンマチネシリ火口から約500メートルの範囲に影響を及ぼす噴火の可能性があるとのことで、平成30年11月23日午後0時30分に札幌管区気象台から火口周辺監視、噴火警戒レベル2、火口周辺規制が発表されましたので、その内容と足寄町の対応等につきまして、御報告をいたします。

札幌管区気象台の発表によると、雌阿寒岳では11月20日の午後6時ころからポンマチネシリ火口付近の浅いところを震源とする火山性地震が増加し、23日の午前0時ごろからは振幅の大きな地震も増加しました。火山性微動は観測されておらず、監視カメラによる噴煙の状況や地殻変動にも特段の変化は見られなく、23日の札幌管区気象台による現地調査では、北西斜面06噴気孔列の地表面温度分布にも特段の変化は見られなかったとのことです。しかしながら、振幅の大きな火山性地震の増加など火山活動が活発になっており、今後ごく小さな噴火が発生する可能性があるとの分析がされているところであります。

防災上の警戒事項等としましては、ポンマチネシリ火口から約500メートルの範囲では、噴火に伴う弾道を描いて飛散する大きな噴石に警戒することと、風下側では火山灰や小さな噴石が遠方まで風に流されて降るおそれがあるため注意が必要となっております。

本町の対応であります。23日の午前2時20分に火山の状況に関する解説情報臨時が札幌管区気象台から発表され、雌阿寒岳ポンマチネシリ火口付近の浅いところを震源とする火山性地震が増加しており、火山活動の高まりが見られることから、釧路市と注意喚起手法等について協議をしておりましたが、同日午後0時30分の噴火警戒レベル2の発表を受け、雌阿寒岳のポンマチネシリ火口からおおむね500メートルの範囲、登山ルートで7合目より上の立入規制を決定し、同日午後2時30分に7合目以上の立入禁止

と麓の雌阿寒温泉やオンネトー周辺等は安全です、との防災無線による全町放送と携帯電話へのエリアメールの配信、町ホームページへの掲載を行いました。また、登山口や雌阿寒温泉キャンプ場等に噴火警戒レベルが2、7号目以上立入禁止の看板設置を午後5時ごろまでに終えました。なお、登山ルート上の看板設置や7号目までのロープ規制は冬季であり登山者も少ないことから、釧路市と協議の上見送ることといたしました。

なお、雌阿寒岳の登山道入り口となる雌阿寒温泉及びオンネトーキャンプ場においては、レベル1へ引き下げとなるまで、防災行政無線放送を継続して実施する予定としております。

11月23日午後阿寒湖畔で行われた札幌管区気象台による雌阿寒岳火山防災協議会向け説明会に、担当職員が参加いたしましたが、噴煙の状況や地殻変動にも特段の変化は見られていないものの、23日の午前0時から午後0時までの12時間の地震回数は速報値で461回となり、振幅の大きな地震も増加してきたことから、レベル2への引き上げに至ったとの説明でありました。

噴火警戒レベル2では、7合目より下では噴火による危険はないものと考えており、また24日以降地震の回数も減少傾向にありますが、過去には地震回数減少後に小規模な水蒸気爆発が起こったこともあり、引き続き注意が必要な状況となっております。

今後とも雌阿寒岳火山防災協議会を中心に、関係機関と連携し、さらに雌阿寒温泉地区の住民等との情報共有を図り、人命尊重と風評被害を食いとめるため、正確な情報を適格に提供するとともに、警戒に努めてまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） 次に、教育委員会から教育行政報告の申し出がありましたので、これを許します。

教育長 藤代和昭君。

○教育委員会教育長（藤代和昭君） 議長の

お許しをいただきましたので、教育委員会からまず最初に、新国際交流員の招聘について御報告申し上げます。

町民の国際理解の推進や姉妹都市との交流促進及び小中学校における外国語活動、教育における英語指導助手として、外国青年招聘に関する要綱に基づき、本町の姉妹都市であります、カナダ・アルバータ州ウェタスキウィン市の協力のもと、平成4年度から国際交流員を招聘し、本町の国際交流の進展に大きく貢献されているところです。

現在は平成28年9月よりリヴァイ・センズ氏が第12代国際交流員として着任し活躍しているところですが、小学校における外国語活動、外国語教育の時数増への対応が困難なことから、国際交流員の増員について第3回定例会で行政報告をさせていただきました。

新国際交流員の推薦について、ウェタスキウィン足寄友好協会に依頼したところ、ミッチェル・ボーウィー氏（24歳男性）を推薦いただきました。

ボーウィー氏は、カナダ・マキューウェン大学で、主に環境生物学を学び、卒業後は石油・天然ガス会社でコンサルティングサービスを担当していました。また、6歳から18歳までの子供たちのアイスホッケーチームのコーチとして指導に携わってこられました。

現在ビザの申請等の事務的手続を始めており、着任が決定次第関連する予算を今後計上させていただきたいと考えております。

国際交流員を複数体制とすることで、小中学校における英語教育の指導体制の充実はもとより、保育園児に対する国際理解教育、町民を対象とした英会話教室なども充実させ、地域における国際交流の推進をより一層図ってまいりたいと考えておりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

次に、足寄町文化財の指定について、御報告申し上げます。

本町では、足寄町文化財保護条例を定め、

町内に存する文化財のうち、国または道の指定するものを除き、町にとって重要なものについて、町文化財に指定し、その保存及び活用のため必要な措置を講ずることとしております。

このたび平成30年6月28日付で、足寄町文化財専門委員会に諮問していただきました「足寄動物群化石」の文化財指定について、9月27日に同委員会から答申を受けましたので10月10日開催の定例教育委員会におきまして答申書を審議し、同日付で新たに足寄町文化財を指定いたしました。

指定いたしました文化財は、文化財指定番号第2号「足寄動物群束柱類化石アショロア骨格」と文化財指定番号第3号「足寄動物群束柱類化石ベヘモトプス骨格」です。いずれも天然記念物としての指定となります。所有者は足寄町で、足寄町動物化石博物館に所蔵されています。

本町におきましては、文化財指定番号第1号の「シオワッカ」を平成4年に指定して以来の文化財指定となります。

今回指定いたしました両文化財は、我が国を代表する化石デスモスチルス類の原始型に当たり、同類の進化を解明する上で重要な資料であり、世界的にも注目される学術上価値の高いものです。

今回、町指定文化財として標本展示・情報公開することにより、これまで以上に町民教育文化の向上がより効果的に図られると期待しております。

なお、今回指定いたしました両文化財の概略及び博物館において現在展示されております復元骨格の写真を添付しておりますので、御参照願います。

教育委員会といたしましては、博物館との連携を密にしながら、今後も町内外に貴重な文化財のPRを積極的に行ってまいりますとともに、町民の貴重な財産として、標本の管理に万全の体制で臨んでおりますので、御理解を賜りますようお願い申し上げます、御報告いたします。

○議長（吉田敏男君） これにて、行政報告を終わります。

◎ 報告第18号

○議長（吉田敏男君） 日程第15 報告第18号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結についての件を議題といたします。

本件について、報告を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、報告第18号予定価格1,000万円以上の工事又は製造の請負契約の締結について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町議会総合条例第12条第1項の規定により、次のとおり報告するものでございます。

平成30年8月25日から11月22日までの間で、足寄町議会総合条例第12条第1項第1号の規定により報告する工事又は製造の請負は、2ページにございます別紙のとおり11件でございます。

以上のとおり、御報告申し上げます。

○議長（吉田敏男君） ただいまの報告に対し、質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これをもって、報告を終わります。

◎ 議案第112号

○議長（吉田敏男君） 日程第16 議案第112号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第112号辺地に係る公共

的施設の総合整備計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第8項において準用する同条第1項の規定に基づき、芽登辺地及び平和辺地に係る総合整備計画を一部変更するもので、財政上有利な起債であります辺地対策事業債を申請する場合は、この総合整備計画への計上が条件とされていることから、同事業債を申請予定の事業について、総合整備計画に追加する変更について議決をお願いするものでございます。

計画に追加する事業につきましては、4ページ以降に添付させていただいております総合整備計画書に破線で表示しております事業で、芽登辺地につきましては4ページの計画書で飲用水供給施設といたしまして、西足寄地区専用水道配水管敷設がえ事業、及び公民会その他の集会施設といたしまして芽登集落センター整備事業を追加しております。

平和辺地につきましては、6ページの計画書で農林漁業経営近代化施設の新町イチゴハウスエネルギー供給設備整備事業の事業費の増額変更をしております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、質疑を行います。

質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 4ページと6ページですね、違うか、そうですね、6ページですけども、橋の数が1個違うのですけれども、この違いは何でしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、総務課長。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

それぞれの計画の基準日が違いまして、策定基準日が違いまして、その間に廃止となった橋等で1橋の違いが出ております。間違え

た記載ではございません。

計画策定時点の日付が違いますので、その段階で1橋の差が出ております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第112号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第112号辺地に係る公共的施設の総合整備計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第113号

○議長（吉田敏男君） 日程第17 議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定に基づ

き、足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部を別紙のとおり変更するものでございます。

足寄町過疎地域自立促進市町村計画は、平成28年度から平成32年度までの5カ年計画で、過疎地域の自立促進のための産業の振興、生活環境の整備、医療の確保、教育の振興など施策の実施について、それぞれ項目を掲げ事業を計上しておりますが、子どもセンター設備改修事業につきまして、その財源として過疎債の充当が認めることとなりましたので、計画に追加いたしたく、8ページの別紙の計画の変更について議決をお願いするものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第113号足寄町過疎地域自立促進市町村計画の一部変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 114 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 18 議案第 114 号花輪線整備工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第 114 号花輪線整備工事請負契約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 30 年 5 月 8 日、議会の議決を経た工事請負契約の締結、花輪線整備工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約変更の目的は、花輪線整備工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第 18 条及び第 19 条でございますが、これら条項は工事現場の状況が施工条件と一致しない場合等の施工業者の報告と設計変更、請負代金額の変更について規定した条項でございます。具体的には工事で発生する残土の有効利用を図るため、残土運搬先を変更したことによる設計増と工事箇所が湧水が確認されたことによる設計変更などにより、工事金額に変更が生じたものでございます。

契約の金額は、変更前 1 億 3,966 万 5,600 円、変更後 1 億 5,151 万 3,200 円でございます。

契約の相手方は、足寄町南 6 条 7 丁目 22 番地、株式会社勝建工業、代表取締役 黒田勝氏でございます。

工期は、平成 31 年 1 月 18 日でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

1 番。

○1 番（熊澤芳潔君） 今有効利用先が変更されたということなのですが、当初の計画と有効利用先の内容についてお聞きしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 建設課長、答弁。

○建設課長（増田 徹君） 有効利用ということで、当初計画では発生残土については足寄町の指定の土捨て場、郊南になるのかな、にあるところだったのですが、工事の設計上、町道上大嘗地連絡線災害復旧工事の現場において、残土が、土砂が、埋め戻し土砂が不足するため、そちらのほうに運搬土の位置を変更させていただきました。

そのことにより、残土の有効利用を図るということでやらせていただきましたので、御理解をお願いします。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

次に討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 114 号花輪線整備工事請負契約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第 114 号花輪線整備工事請負契約の変更についての件は、原案のと

おり可決されました。

◎ 議案第 1 1 5 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 1 9 議案第 1 1 5 号下水道管渠新設その 2 工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第 1 1 5 号下水道管渠新設その 2 工事請負契約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 3 0 年 7 月 3 1 日、議会の議決を経た工事請負契約の締結、下水道管渠新設その 2 工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約変更の目的は、下水道管渠新設その 2 工事。

契約変更の原因は、契約条項第 1 8 条及び第 1 9 条でありますが、これら条項は工事現場の状況が施工条件と一致しない場合等の施工業者の報告と設計変更、請負代金額の変更について規定した条項でございまして、具体的には路面復旧工における舗装圧に調査資料との差異が生じたことによる設計変更などにより、工事金額に変更が生じたものでございます。

契約の金額は、変更前 9, 4 2 8 万 4, 0 0 0 円、変更後 9, 4 3 7 万 4 0 0 円でございます。

契約の相手方は、足寄町北 1 条 4 丁目 3 1 番地、株式会社河向組、代表取締役 河向由紀夫氏でございます。

工期は、平成 3 1 年 2 月 4 日でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 1 5 号下水道管渠新設その 2 工事請負契約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第 1 1 5 号下水道管渠新設その 2 工事請負契約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 1 6 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 2 0 議案第 1 1 6 号里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第 1 1 6 号里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

平成 3 0 年 7 月 3 1 日、議会の議決を経た工事請負契約の締結、里見が丘公園整備（遊戯広場）工事について、下記のとおり請負変更契約を締結するため、議会の議決に付すべ

き契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

契約変更の目的は、里見が丘公園整備（遊戯広場）工事でございます。

契約変更の原因は、契約条項第18条及び第19条でございますが、具体的には盛土工において現場地形の不一致箇所が判明し、作業条件に変更が生じ施工単価が安価となったことにより工事金額に変更が生じたものでございます。

契約の金額は、変更前1億3,770万円、変更後1億3,464万3,600円でございます。

契約の相手方は、足寄町南6条4丁目62番地、斉藤井出建設株式会社、代表取締役斉藤和之氏でございます。

工期は、平成30年12月14日でございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第116号里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第116号里見が丘公園整備（遊戯広場）工事請負契約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第117号

○議長（吉田敏男君） 日程第21 議案第117号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第117号十勝圏複合事務組合規約の変更について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書の14ページをお開きください。

本案は、十勝圏複合事務組合で共同処理をしております、ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理、運営に関する事務について、平成31年4月1日から、新たに共同処理を行う市町村名を加えるため、組合規約の一部を変更しようとするものでございます。

改正内容について、御説明をいたします。

第3条中「次に掲げる」を「次の表の右欄に掲げる市町村に係るそれぞれ同表の左欄に掲げる」に改め、同条の表第6号ごみ処理施設及び最終処分場の設置、維持管理・運営に関する事務の項に「清水町、本別町、足寄町、陸別町」の4町を加えるものでございます。

附則におきまして、この規約は平成31年4月1日から施行することを定めております。

なお、15ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照を願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第117号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第117号十勝圏複合事務組合規約の変更についての件は、原案のとおり可決されました。

ここで、暫時休憩をいたします。

11時10分まで休憩をいたします。

午前10時56分 休憩

午前11時10分 再開

○議長(吉田敏男君) 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第118号

○議長(吉田敏男君) 日程第22 議案第118号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第118号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理

由の御説明を申し上げます。

本条例は、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に伴い、これに準じて町長等及び議会議員の期末手当について改正し、また議会議員の旅費について旅行先区分乙地方に旅行する場合に日当を支給することとするものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「100分の227.5」を「100分の232.5」に改める。

第8条第2項の表中「100分の227.5」を「100分の232.5」に、「100分の136.5」を「100分の139.5」に、「100分の68.25」を「100分の69.75」に改める。

これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の平成30年12月支給分の期末手当の支給割合を給料報酬月額0.05カ月分引き上げるものでございます。

なお、議会議員については、在職期間に応じた割合を規定しております。

第2条足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「6月に支給する場合には100分の212.5、12月に支給する場合には100分の232.5」を「100分の222.5」に改める。

第8条第2項の表を次のように改める、といたしまして、表の改正を行っております。これは、町長、副町長、教育長及び議会議員の期末手当について、平成31年度以降は6月支給分と12月支給分を同じ支給率にする規定でございます。

なお、年間の合計支給率に変更はございません。また、こちら議会議員については、

在職期間に応じた支給率を規定しております。

次に、別表第4を次のように改めるといたしまして、議会議員の旅費について、旅行先区分乙地方に旅行する場合に日当1日につき2,000円を支給することとしております。

なお、備考で甲地方の範囲を東京都（特別区及び市に限る）及び政令指定都市（札幌市を除く）ことと改正しております。

附則において、この条例は公布の日から施行することとしておりますが、第1条の規定の適用日を平成30年12月1日から、第2条の規定の施行日を平成31年4月1日としております。

17ページ及び18ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第118号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第118号足寄町特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第119号

○議長（吉田敏男君） 日程第23 議案第119号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第119号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定に準じて行う給料表及び勤勉手当等の改正が主な改正事項でございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条足寄町職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条第2項第1号中「給料」の次に「、地域手当及び特殊勤務手当」を加える。これは昨年6月時間外勤務手当の算出に用いる給与額の改正を行った際、改正文に不備があったため、これを補うものでございます。

第18条第2項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。これは、勤勉手当の平成30年12月支給分を0.05カ月分引き上げるものでございます。

後段の第2号の規定は、再任用職員について0.05カ月分引き上げるものでございます。

次に、第20条中「4,200円」を「4,400円」に改める。これは宿日直手当の額

を改正するものでございます。

次に、別表第1及び別表第2中、イ及びウを次のように改めるとしまして、20ページの別紙第1条関係、別表第1行政職給料表、21ページの別紙第1条関係、別表第2イ医療職給料表(2)、22ページの別紙第1条関係として別表第2ウ医療職給料表(3)を定めております。

次に、改正条例第2条でございますが、こちらは平成31年4月1日から適用となる改正で、第17条第2項の改正につきましては、期末手当について6月と12月の支給月数を100分の130に改めるもので、第17条第3項の改正につきましては、再任用職員について支給月数を100分の72.75に改めるものでございます。

第18条第2項の改正につきましては、改正条例第1条の勤勉手当の改正で、平成30年12月支給分で引き上げた0.05カ月分を平成31年度は6月支給分と12月支給分にそれぞれ0.025カ月分振り分ける規定でございます。

附則第1項におきまして、この条例は公布の日から施行することといたしますが、改正条例第2条の規定の施行日を平成31年4月1日からとしております。

また第2項で、改正条例第1条の規定による第16条第2項の改正後の規定の適用日を平成29年7月1日からとし、同第2号において改正条例第1条の規定による第20条及び別表第1並びに別表第2の改正後の規定の適用日を平成30年4月1日からとし、同第3号において改正条例第1条の規定による第18条第2項の改正後の規定の適用日を平成30年12月1日からとしております。

附則3項で給与の内払いについて規定しております。

23ページ及び24ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第119号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第119号足寄町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第120号

○議長(吉田敏男君) 日程第24 議案第120号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長(大野雅司君) ただいま議題となりました、議案第120号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、旅行先区分乙地方に旅行する場合に日当を支給することとし、また旅行先区分甲地方の範囲を改正するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める、としまして、別表第1内国旅行の旅費の日当の欄に乙地方を設け、特別職、医員、その他の者にあつては一日につき2,000円、行政職、医療職にあつては一日につき1,800円と規定するものでございます。

なお、備考において、甲地方とは東京都（特別区及び市に限る）及び政令指定都市（札幌市を除く）を言い、乙地方とは町内を除くその他の地域（帯広市及び十勝総合振興局管内を除く）と規定いたします。

附則において、施行日を平成31年4月1日からとしております。

26ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第120号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成

の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第120号足寄町職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第121号

○議長（吉田敏男君） 日程第25 議案第121号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第121号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例は町議会、町選挙管理委員会、町農業委員会及び公聴会等に証人等として出頭した者の費用弁償に関して定めた条例でございますが、改正条例はこの費用弁償に旅行先区分乙地方に旅行する場合に日当を支給することとするものでございます。

改正の内容について御説明いたします。

証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。

証人等の費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める、といたしまして、日当の欄に乙地方を設け、一日につき2,000円と規定するものでございます。

附則において、この条例の施行日を平成31年4月1日からと規定しております。

なお、28ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第121号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第121号証人等の費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第122号

○議長(吉田敏男君) 日程第26 議案第122号足寄町特別遺児年金支給条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長(丸山晃徳君) ただいま議題となりました、議案第122号足寄町特別遺児年金支給条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

廃止の提案をさせていただく本条例は、昭和48年に国の児童扶養手当を補完する形で特別遺児年金として、御両親のいない家庭を対象に義務教育修了前の児童1人当たり年額1万2,000円、1人ふえるごとに6,000円を追加して支給するものとして制定し、これまで支給額の改正もなく年額1万2,000円ということで現在に至っております

が、平成24年度以降はこの特別遺児年金の支給実績はありません。

ひとり親世帯等への支援を対象とした国の児童扶養手当は昭和37年の月額800円から始まり、現在は所得に応じて支給額が決まり、上限額は月額1人4万2,500円、2人目から1万4000円の追加等と大幅な増額が図られております。また、児童手当につきましても昭和48年には第3子以降の10歳未満の児童に限り、1人当たり月額3,000円の支給でしたが、現在は中学生以下全員が対象で1人当たり1万円から1万5,000円の支給を基本としており、国の支援制度が手厚くなっております。

さらに足寄町では、保育料や学校給食費の無償化、保育ママや子どもセンター、さらに学童保育におきましても待機していただくことなくお子様をお預かりして保護者の就労支援を図り、両親のいない家庭やひとり親家庭の子供たちが教育、生活面で不利にならないよう、高校卒業までの切れ目のない子育て支援、教育環境の充実などを進めてきており、経済、社会情勢の変化もあり、条例制定当時と比較してその必要性が小さくなってきていることから本条例の廃止を提案させていただくものでございます。

条例の内容について申し上げます。

29ページ、お開き願います。

足寄町特別遺児年金支給条例を廃止する条例。

足寄町特別遺児年金支給条例は、廃止する。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（吉田敏男君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第122号足寄町特別遺児年金支給条例を廃止する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第122号足寄町特別遺児年金支給条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決をされました。

◎ 議案第123号

○議長（吉田敏男君） 日程第27 議案第123号足寄町特別母子父子年金支給条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長（丸山晃徳君） ただいま議題となりました、議案第123号足寄町特別母子父子年金支給条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

廃止の提案をさせていただく本条例は、昭和48年に国の児童扶養手当を補完する形で、先ほどの議案第122号で廃止の提案をさせていただきました、特別遺児年金支給条例とともに、母子または父子家庭を対象に義務教育修了前の児童1人当たり年額1万2,000円、児童1人ふえるごとに6,000円を追加して支給するものとして制定し、支給額の改正もなく現在に至っております。

本年度は54世帯、83名の方を対象に合計82万2,000円の支給を行っております。

す。

議案第122号で説明をさせていただきましたとおり、国の児童扶養手当や児童手当が手厚くなり、さらに足寄町における切れ目のない子育て支援、教育環境の充実などを進めてきており、本条例制定当時と比較してその必要性が小さくなってきていることから本条例の廃止を提案させていただくものでございます。

条例の内容について申し上げます。

30ページをお開き願います。

足寄町特別母子父子年金支給条例を廃止する条例。

足寄町特別母子父子年金支給条例は、廃止する。

附則ですが、この条例は公布の日から施行するものと規定しており、本年度の支給は完了しておりますので、平成31年度から支給しないこととなります。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第123号足寄町特別母子父子年金支給条例を廃止する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第123号足寄町特別母子父子年金支給条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第124号

○議長(吉田敏男君) 日程第28 議案第124号足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

福祉課長 丸山晃徳君。

○福祉課長(丸山晃徳君) ただいま議題となりました、議案第124号足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、平成31年4月のオープンに向け、高齢者等複合施設むすびれっじ北側に認知症高齢者が共同で生活をする定員9人のグループホームの増設工事を進めておりますが、建物位置の番地の追加と利用定員を現在の9人から18人に改正することを提案させていただくものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

31ページをお開き願います。

足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「41番地」の次に「、60番地1」を加える。第4条中「9人」を「18人」に改める。

附則ですが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。また、準備工事として指定管理者の指定及びこれに関し必要なその他の行為等は、公布の日から行

うことができるよう規定をしております。

31ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第124号足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第124号足寄町認知症対応型共同生活介護事業所設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第125号

○議長(吉田敏男君) 日程第29 議案第125号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第125号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書32ページをお開きください。

本案は平成31年4月から本町のごみ処理について、十勝圏複合事務組合のごみ処理施設くりんセンターにおいて行うこととなることから、ごみ分別区分の一部変更に伴いごみ処理手数料の取り扱い区分を変更するとともに、その他の条項について所要の改正を行うものでございます。

改正内容について御説明を申し上げます。

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例。

足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を次のように改正するものでございます。

まず、第2条につきましては、用語についての定義規定であります。第1号から第3号までの用語は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律において規定をされていることから、第1項を、用語の意義は、法の例による、と改めるものでございます。

第4号から第6号までの用語につきましては、同条に第2項を加えまして規定をするものでございます。

第8条及び第10条につきましては、文言の整理により改めるものでございます。

次、第17条につきましては、次に提案いたします、議案第126号の条例案第3条に規定を置くため削除をし、以下第18条及び第19条を繰り上げるものでございます。

次に別表の改正につきましては、ごみ分別区分の変更に伴いまして、ごみ処理手数料の項中、生ごみ、埋立ごみの区分を、燃やすごみ、燃やさないごみに改め、容量5リットルの指定ごみ袋を廃止するものでございます。なお、手数料額の変更はいたしません。

事業系一般廃棄物につきましては、直接くりんセンターへの搬入を基本といたします

が、銀河クリーンセンター内にコンテナ方式による中継設備を設けまして、事業者の負担軽減を図ることとしたため、その経費の一部を現行手数料額に上乗せをさせていただき、1キログラム当たり12円から、単位を10キロ当たりに変更いたしまして200円に改めるものでございます。

附則において、第1項ではこの条例は平成31年4月1日から施行すること、第2項では経過措置を定めております。

なお、33ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案の理由とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第125号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第125号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 2 6 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 3 0 議案第 1 2 6 号足寄町一般廃棄物処理施設設置及び管理運営条例の制定についての件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

住民課長 松野 孝君。

○住民課長（松野 孝君） ただいま議題となりました、議案第 1 2 6 号足寄町一般廃棄物処理施設設置及び管理運営条例の制定について、提案理由の御説明を申し上げます。

議案書 3 5 ページをお開きください。

本案は平成 3 1 年 3 月 3 1 日をもって、池北 3 町行政事務組合が解散するに伴いまして、一般廃棄物処理施設銀河クリーンセンターは足寄町が承継をすることから、同施設の設置及び管理運営に関する必要事項を定めるため制定するものでございます。

条例案につきましては、現行の池北 3 町行政事務組合廃棄物処理施設設置及び管理運営条例と同内容でございまして、6 条から構成されております。

各条文について、御説明いたします。

第 1 条は、目的について定めております。

第 2 条につきましては、施設の名称及び位置について定めております。

第 3 条につきましては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 2 1 条第 3 項に規定する技術管理者が有すべき資格について、第 1 号から第 4 号までのいずれかとすることを定めております。

第 4 条につきましては、第 1 号から第 3 号までのいずれかに該当する場合、搬入を制限することができることについて定めております。

第 5 条につきましては、損害賠償について。

第 6 条は、委任について定めております。

なお、附則において、この条例は平成 3 1 年 4 月 1 日から施行することを定めております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第 1 2 6 号足寄町一般廃棄物処理施設設置及び管理運営条例の制定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第 1 2 6 号足寄町一般廃棄物処理施設設置及び管理運営条例の制定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第 1 2 7 号

○議長（吉田敏男君） 日程第 3 1 議案第 1 2 7 号足寄町企業振興促進条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

総務課長 大野雅司君。

○総務課長（大野雅司君） ただいま議題となりました、議案第 1 2 7 号足寄町企業振興促進条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例の改正につきましては、企業の新

設、増設に対する助成を拡充するものでございます。

改正条文の内容について申し上げます。

足寄町企業振興促進条例の一部を改正する条例。

足寄町企業振興促進条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項第1号中「100分の8」を「100分の20」に、「5,000万円」を「1億円」に改めるものでございます。

これは企業の新設、増設に対する助成について、助成率を投資額の8%から投資額の20%に、限度額を5,000万円から1億円に改めるものでございます。

附則において、公布の日から施行することとしております。

ページ右側に新旧対照表を添付しておりますので、御参照ください。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

1番。

○1番（熊澤芳潔君） ここでは100分の8を100分の20ということで、大幅な補助ということになりますけれども、振興促進の可能性について、どのような考え方で改正に至ったのか。また、何か理由ができたのか。できたからだと思えますけれども、内容についてお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

現在、町内にビジネスホテルを建設したいという御相談を受けております。その際にその建設計画、経営計画等もお伺いして、そしてビジネスホテルの必要性ですとか、今後他の企業さんを誘致してくる場合においても、現在よりもより手厚い助成をしたほうがよろ

しいという判断に至りまして、今回のこの大幅な改正、助成額の拡充ということで至りましたので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 1番。

今ビジネスホテルということだったのですけれども、これはあれですか、他の業者の方には影響がないような仕組みになっているのですよね。その点についてお聞きします。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

もちろんビジネスホテルということで、宿泊施設が新たにできるということでございますので、町内で旅館業を営んでいる方に同じ宿泊客がお客様ということで影響が全くないとはいえないとは思いますが、事業を行う方も町内の方でございますので、そして大量の宿泊のホテルが足寄町にはないという状況でございます、ビジネスホテルがないという状況でございますので、そこは足寄町としても助成を行っていきたくて考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第127号足寄町企業振興促進条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第127号足寄町企業振興促進条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、若干早いのですけれども、暫時休憩をいたします。

1時再開といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（吉田敏男君） 休憩を閉じ、会議を再開をいたします。

◎ 議案第128号

○議長（吉田敏男君） 日程第32 議案第128号足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例を廃止する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

経済課長 村田善映君。

○経済課長（村田善映君） ただいま議題になりました、議案第128号足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例を廃止する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

本条例につきましては、平成9年に上足寄地区連合自治会の要望により設置し、地域に施設の管理を委託し、物産品の展示販売を行っていましたが、経営不振により平成13年度に撤退し、現在まで利用されていない状況であります。

今後も地域での利用見込みがないことから、足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例の廃止をお願いするものでございます。

条文について御説明申し上げます。

37ページをお開きください。

足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例の廃止する条例。

足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例は、廃止する。

附則として、この条例は公布の日から施行することとしております。

以上をもちまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。よろしく御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

4番。

○4番（木村明雄君） この茂足寄物産展示施設、これについてちょっとお伺いをしたいと思います。

これ少し前ですか、私オンネトー茶屋にはどうなのかと、オンネトー茶屋についてももう本当に古くなってきたと。危ない、本当に建物になってきたなということを、私も感じていたわけなので、そこでオンネトー茶屋に持って行って、そしてあれを建ててはどうかという質問をしたことがありますけれども、そこでやはり町長から答弁をいただいたと。それについては、建てるよりも金がかかるのでないかというような御意見をいただいたということで、それはわかるわけなのだけれども、そうすればこれから先に向けて、これは朽ち果てるまでそこに置いておくのか。もしくは一般公募でもしてこれを処分するのか。それともこれは違う形の中で有効利用を図るのか。その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） お答えいたします。

議員仰せのとおり、もう廃止されて数年、数十年たっています。今後の部分につきましては、まずこの施設の利用目的、これについてはもう地域からもそういうことについては利用しないということから、まず一般財産に戻させていただいて、その旨所管がえの手續を終わってから、その後の施設処分というかな、その辺については検討して考えていくという方向で進めております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 4番。

○4番（木村明雄君） そうなってくると何カ月かたったときには、これを一般公募でもして処分するということなのか、その辺について、例えば地域の中で使いたいというところがあれば、これね、やっぱりそんな大きな金では処分するといったってならないのではないのかなという気がするわけなのだけれども、その辺についてお伺いをしたいと思います。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） お答えいたします。

物産館の跡ということでございますが、用途廃止されまして普通財産になりましたら、希望がありますれば一般公募という形になるか、どういうことになるかはまだ検討しておりません、決定しておりませんが、何らかの形で利用のお問い合わせ等ございましたら、それにはお応えしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） いいですか。

他に、質疑はございませんか。

2番。

○2番（榊原深雪君） 新しい時期はすごくログハウスのですごくすてきだなと思って、費用もかかったのだろうなと思っていたのですが、当初の建築費用はお幾らだったのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 当時平成9年に建設したときの工事費については、約1,500万円というふうに記憶しております。

以上です。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） その1,500万円の建物がたった4年も足らずで使われなくなったということと、あとそれから15年もたって廃止されたという大きな理由は何なのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 答弁、経済課長。

○経済課長（村田善映君） 経済課長でござ

います。

平成9年の5月にオープンして、そのときにはオープン当時二、三年は活気があって特産品等を含めて売っていたという情報があります。その後平成13年ですよね、ですから先ほど榊原議員おっしゃったように5年足らずで廃止になったということなのですが、その後何とか地域で使える用途がないかということを探しながらいろいろと検討をされていて、実際に、今現在どうして廃止するのかということについては、本当に地域と自治会、連合自治会含めて、茂足寄の方々と打ち合わせして、もう利用目的がもうないということを経験した結果、ないということになりました。10年以上たっているのですが、この時期に廃止をさせていただくという経過になった次第でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 利活用が相談したけれどもなかった、できなかったというお話なのですけれども、それにしても15年という長い歳月がかかっているということは、建物も資産価値が、1,500万円で建てたものが今どれぐらいになっているか、雨ざらし、風ざらしになってかなり傷んではいるのではないかと考えているのですよね。それでその間に管理費用もあったのかも、発生していたのかどうかちょっとわかりませんが、今後一般財産となって、その価値というものはどれぐらいのものとお考えなのでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 経済課長、答弁。

○経済課長（村田善映君） 十数年たった今の資産価値について、正式な数字、ちょっと頭の中に記憶ないのでございますけれども、おおむね100万円ぐらいの価値であったというふうに記憶しております。

つい最近ちょっと計算させていただいた数字、ちょっと手元にないのでございますけれども、100万円ぐらいというふうに記憶しております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 2番。

○2番（榊原深雪君） 本当にもったいないなというのが、もう一番の感想なのですね。

やはり将来の見通し、費用対効果というのをやっぱり二、三年はよかったというのはほぼどんなね、どんなというか事業も割と一、二年はあれだって、それからが勝負なのですね。3年以上が何事するにも勝負だと思うのですけれども、その事業計画というものをしっかりこれからも、こういうことも要望で応える場合も、長いスパンで要望計画を見ていくことがやはり大事なのではないかなと思いますので、こういうことが今後起きないようにきちんとしていただきたいという気持ちでおりますけれども、また答弁お願いします。

○議長（吉田敏男君） 副町長、答弁。

○副町長（渡辺俊一君） 議員仰せのとおり、せっかく1,500万円もかけて、ぐらゐの建築費をかけてつくったものが四、五年ぐらゐで使われなくなったというようなこと、その後長い間放置がされていたというか、使われなかったというようなことで、やはりそういう建設物建てるについても、やはり長い期間使えるような、そういう計画をきちっと立てて、その中で建築をしていくということがやはり基本だろうというふうに思いますし、そういったことで今後も、今後いろいろな施設がこれからも建設されることはありますけれども、そういった中ではやはり計画、使う計画をきちっと立てながら、せっかく建てたものが短期間で使われなくなるというようなことがないように十分検討して、そういう計画をきちんとして建築をしていくということで考えておりますので、御理解のほどよろしくお願ひをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） よろしいですか。

他に、質疑はございませんか。

7番。

○7番（田利正文君） 今の答弁聞いてます

と、100万円の価値しかない。それで、総務課長の答弁では、公募も含めて利用する方がいればということがありましたけれども、利用できるような状況にあるのかどうかという問題一つ。もし利用できないとしたら、リフォームしても利用できないような感じだとすれば潰すしかないですね。潰す場合には、例えばもし町民有志の方が、俺が欲しいと、自分で壊してまきにするとかという人がいたら、それでもいいのかということがあるのですけれども、そんなふうにはなるでしょうか。

○議長（吉田敏男君） 総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） 答えたいします。

実は町民の方から利用の申し出があればということがお話でしたけれども、実際に利用の申し出もございません。町では有効利用する、町として利用することはこの十数年ありませんでしたけれども、民間の方がそういう声がございますので、それにお応えしていきたいということでございます。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 7番。

○7番（田利正文君） リフォームして十分使えるということですね、そうしたら。

○議長（吉田敏男君） 利用価値があるかどうかだね。

総務課長、答弁。

○総務課長（大野雅司君） リフォームすれば利用することは可能と考えております。

以上でございます。

○議長（吉田敏男君） 他に、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めま

す。

これで討論を終わります。

これから、議案第128号足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例を廃止する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第128号足寄町茂足寄物産展示施設設置及び管理条例を廃止する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第129号

○議長(吉田敏男君) 日程第33 議案第129号足寄町多目的交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 沼田 聡君。

○教育次長(沼田 聡君) ただいま議題となりました、議案第129号足寄町多目的交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄高校生徒用下宿の建設に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

改正条文の内容について御説明申し上げます。

足寄町多目的交流施設設置及び管理に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「次」を「別表」に改め、同条各号を削る。

第13条第1項第3号中「許可」の次に「及びその制限」を加え、同条第2項に次のただし書きを加える。ただし、町長が必要と認めるときは、指定管理者から利用料金の一部を納付金として徴収することができる。

附則の次に、次の別表を加える。別表第3条関係、名称は足寄町多目的交流施設1と

し、位置は足寄郡足寄町南4条3丁目10番地2。新たに建設されます施設の名称は足寄町多目的交流施設2とし、位置は足寄郡足寄町南5条3丁目11番地1でございます。

附則ですが、この条例は平成31年4月1日から施行するものでございます。

39ページに新旧対照表を添付しておりますので、御参照願います。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(吉田敏男君) これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第129号足寄町多目的交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長(吉田敏男君) 全員の起立です。

したがって、議案第129号足寄町多目的交流施設設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の件は、原案のとおり可決されました。

◎ 議案第130号

○議長(吉田敏男君) 日程第34 議案第130号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定の件を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

教育次長 沼田 聡君。

○教育次長（沼田 聡君） ただいま議題となりました、議案第130号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定について、提案理由の御説明を申し上げます。

足寄町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第7条第1項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

1、公の施設の名称は、足寄町多目的交流施設でございます。

2、指定管理者となる団体の名称は、足寄町南7条4丁目66番地1、一般社団法人びびっどコラボレーション、代表理事 櫻井光雄氏でございます。

3、指定期間は平成31年4月1日から平成36年3月31日まででございます。

指定管理者の選定理由につきましては、1点目として足寄高校生の下宿と短期滞在用の移住体験宿泊施設を兼ね備えた全国的にもまれな複合施設である、足寄町多目的交流施設の性質と目的を理解し、また利用者との信頼関係を構築してきているなど、平等かつ公平な利用に努めております。

2点目として、当該法人は足寄町の地域性を熟知し各種行政施策に精通しており、さらには各分野でノウハウを持つ者たちで、地方創生のために組織されたまちづくり会社であることから、足寄町の地域性や他業種間連携による地域活性化、経済及び福祉関連政策など複数の政策間連携の必要性を理解し、将来の足寄町を担う人材育成を行い、当該施設を効率的かつ効果的に運営できる最適かつ唯一の団体でございます。

3点目として、当該施設の運営に関し、最初の構想段階から強い愛郷心と熱意を持って携わってきており、平成28年6月から現在まで事業計画のとおり安定した施設管理と健全な経営をしてきていることから、これから

も同様の施設運営が期待できるところでございます。

なお、指定管理者選定委員会は平成30年11月13日、足寄町副町長を委員長に5名の選定委員の出席をもって開催され、選定基準に照らし総合的に審査した結果、一般社団法人びびっどコラボレーションが指定管理者の候補として選定されたところでございます。

次に資料として添付しております、基本協定書（案）について御説明を申し上げます。

43ページをごらんください。

第1章総則では、本協定の目的、公共性及び民間事業の趣旨の尊重、用語の定義、管理物件、リスク分担、指定期間及び会計年度などを規定しております。

なお、第8条の指定期間ですが、先ほど触れておりますけれども、基本3年としておりましたが、今回はこれまでの当該法人の実績と今回指定管理に加えた新たな下宿施設において、当初2年間は入居率が低い点を考慮し、経営の安定化を図るため、指定管理期間を5年とするものでございます。また、足寄動物化石博物館及び足寄町営大規模草地育成牧場が5年間であることも判断材料の一つにさせていただきました。

第2章本業務の範囲と実施条件では、第9条で本業務の範囲、第11条で業務実施状況について規定しております。

44ページ、第3章本業務の実施では、本業務の実施、職員の配置、管理施設の修繕、緊急時の対応、個人情報の保護などを規定しております。

45ページ、第4章備品等の扱いでは、備品等の管理、使用について規定しております。

第4項では、備品等（I種）の経年劣化等による修繕、または更新に係る費用について、1件当たり20万円以上の場合は町が負担するものとし、1件当たり20万円未満の場合は指定管理者が負担することで新たに定めております。I種とは町が整備する備品等

ですが、既存の施設ではFFストーブ、エアコン、ミニキッチン等となります。

第9項では、備品等の管理・使用の詳細については、年度協定で定めることとしております。

第5章業務実施に係る甲の確認事項では、事業計画書、月報の提出、事業報告書、業務実施状況の確認と改善勧告について規定しております。

第6章指定管理料及び利用料等では、指定管理料、利用料等収入の取り扱い、利用料金の決定などを規定しております。

第28条の指定管理料については、第1項で甲が本業務の実施の対価として、乙に対して指定管理料を支払う。第2項で甲が乙に対して支払う指定管理料は、指定期間中総額501万2,000円以内とし、支払い方法及び年度ごとの支払い額は別途年度協定に定めることとしております。

本年度までの3年間の協定においては、建物の改修に係る経費を補助金として指定管理者に支出し、整備したことにより運営経費については利用者からの利用料金で賄うこととしたため、指定管理料は無償としておりました。しかし、今回新たに指定管理施設に加える宿泊施設は民間資本により整備するため、冷凍冷蔵庫や業務用電子レンジなどの厨房機器のほか、椅子やベッドといった居室用備品などの初度備品購入経費501万2,000円を指定管理料として初年度のみ支払うものでございます。

なお、本定例会に提案させていただいた債務負担行為補正予算に計上しております。

46ページ、第7章損害賠償及び不可抗力では、損害賠償等保険、不可抗力発生時の対応など規定しております。

第8章指定期間の満了では、業務の引き継ぎ等、原状回復義務、備品等の扱いを規定しております。

47ページ、第9章指定期間満了以前の指定の取り消しでは、指定の取り消しなどを規定しております。

第10章その他では、著作権等の使用、権利、義務の譲渡の禁止、暴力団関係者の排除、本業務の範囲外の業務、協定の変更、意義についての協議などを規定しております。

49ページ以降は、別紙1用語の定義、別紙2管理物件、別紙3リスク分担表、別紙4仕様書。

52ページ、別紙5個人情報取り扱い特記事項について規定しております。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（吉田敏男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（吉田敏男君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第130号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件を採決をします。

この表決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（吉田敏男君） 全員の起立です。

したがって、議案第130号足寄町公の施設に係る指定管理者の指定についての件は、原案のとおり可決されました。

◎ 請願第3号

○議長（吉田敏男君） 日程第35 請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する請願書の件を議題とい

たします。

ただいま議題になっております請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する請願書の件は、議会運営委員会に付託をし、閉会中の審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第3号足寄町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正に関する請願書の件は、議会運営委員会に付託し、閉会中の審査とすることに決定をいたしました。

◎ 請願第4号

○議長(吉田敏男君) 日程第36 請願第4号日米物品貿易協定交渉に関する請願書の件を議題といたします。

ただいま議題になっております請願第4号日米物品貿易協定交渉に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、請願第4号日米物品貿易協定交渉に関する請願書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることと決定をいたしました。

◎ 意見書案第3号

○議長(吉田敏男君) 日程第37 意見書案第3号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件を議題といたします。

本件については、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題になっております意見書案第3号2019年度地方財政の充実・強化を求

める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託をし、会期中の審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第3号2019年度地方財政の充実・強化を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 意見書案第4号

○議長(吉田敏男君) 日程第38 意見書案第4号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件を議題といたします。

本件につきましても、条例第65条第3項の規定により提案理由の説明を省略をいたします。

ただいま議題となっております意見書案第4号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託し、会期中の審査とすることにしたいと思いをします。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(吉田敏男君) 異議なしと認めます。

したがって、意見書案第4号核兵器禁止条約の日本政府の署名と批准を求める意見書の件は、総務産業常任委員会に付託することに決定をいたしました。なお、本件は会期中の休会中に審査の上、報告をお願いをいたします。

◎ 散会宣告

○議長(吉田敏男君) 以上で、本日の日程は全部終了をいたしました。

本日はこれで散会をいたします。

次回の会議は、12月12日、午前10時
より開会をいたします。

大変御苦労さまでございました。

午後 1時34分 散会